

東日本大震災義援金募集要綱

2011年3月24日

日本医療福祉生活協同組合連合会

このたびの震災で被災された医療福祉生協の皆さまにはお見舞いを申し上げます。
医療福祉生協連は、東日本大震災によって被災した地域の復興のため、以下の募金を呼びかけます。

記

1. 名称 東日本大震災義援金
2. 目的 被災した地域への支援(義援金)

3. 義援金の使途並びに送り先について

(1) 義援金の使途

被災した地域の地方公共団体を通じて、被災地域の支援に使われます

(2) 医療福祉生協連として募金口座を開設します。(2011年度末まで開設予定)

- 4.7世界保健デーでは、全国一斉生活習慣チェックと合わせ、全国一斉街頭募金を呼びかけます。
- 義援金振込口座は以下のとおりです。

(専用口座)

①三菱東京UFJ銀行(0005) 原宿支店(店番627)

普通預金 0041240

日本医療福祉生活協同組合連合会 東日本大震災義援金口

(その他の口座)

②みずほ銀行(0001) 新宿中央支店(店番066)

普通預金 2919276

③郵便振替口座 00190-5-694665

※いずれも口座名義は日本医療福祉生活協同組合連合会

会員生協が税務上の損金処理を行う場合や個人の寄付金控除の際は以下の点にご留意ください

1. 三菱東京UFJ銀行の場合は、専用口座ですので、預り証等がなくても税務上の特典が受けられます。できるだけこの専用口座をご利用ください。
2. みずほ銀行、郵便振替口座の場合は、税務処理をする場合預り証が必要です。お振込者の住所等をお知らせいただければ発行しますので、ご連絡ください。

(3) 募金は、義援金として地方公共団体に送ります。

○ 送金先は、被災の大きかった県ならびに緊急支援対象の医療福祉生協の所在県と主な事業所のある市町とします。

1. 岩手県
2. 宮城県と同県松島町、東松島市、柴田町
3. 福島県と同県福島市、郡山市、いわき市

○ 医療福祉生協連は、募金団体の登録をします。

個人の方は、寄附金控除(所得金額の40%又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除する。)の対象となります。

法人の場合は、全額が損金算入の対象となります。

4. 担当者・問い合わせ先

日本医療福祉生活協同組合連合会 総務部 椎野智子
〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-25-1 サンケンビルヂング 4 階
TEL 03-4334-1580 FAX 03-4334-1585

以上